

円山動物園給排水設備等 維持管理業務仕様書

1 業務目的

本業務は、円山動物園内の各排水槽等の清掃及び点検保守を行い、発生汚泥を札幌市及び北海道の許可を受けた処理場に運搬・処分する。

また、受水槽の清掃及び点検保守を行う。

2 業務委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 業務対象施設

札幌市円山動物園 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1

4 業務対象

動物園内の動物舎、管理施設の排水槽等及び受水槽【図-1参照】

5 業務内容

(1) 排水槽等の清掃及び点検保守【図-2～27、図-31～37参照】

ア 職員駐車場下の汚水調整槽を、バキュームダンパー車、高圧洗浄車等により清掃及び点検を2回行う。

イ 排水分析の実施

下水道法の定めにより、原水と処理水の2検体について、清掃点検時に併せて1回実施する。

測定項目は、pH、SS、BOD、COD、nヘキサンとする。

ウ アジアゾーン各館（熱帯雨林館バクろ過水槽を除く）及びカバ・ライオン館に設置されている排水槽、集水枥及び汚水排水管等について、バキュームダンパー車、高圧洗浄車等により清掃及び点検を2回行う。

エ ホッキョクグマ館のろ過水槽（雨水槽、逆洗用取水槽、逆洗用原水槽、調整槽兼排水槽、オーバーフロー水槽）についてバキュームダンパー車、高圧洗浄車等により清掃及び点検を雨水槽、調整槽兼排水槽、オーバーフロー槽は1回、逆洗用取水槽、逆洗用原水槽は2回行う。

オ ゴウ舎のろ過水槽（一時貯留槽、前処理槽、排水槽、逆洗用原水槽）、屋外雑排水枥等についてバキュームダンパー車、高圧洗浄車等により

清掃及び点検をろ過水槽（一時貯留槽、前処理槽、排水槽、逆洗用原水槽）、キーパー前排水槽は1回、屋外雑排水槽は2回行う。

カ サル山の排水槽等についてバキュームダンパー車、高圧洗浄車等による清掃及び点検を排水槽は3回、集水枥、排水管、池排水枥、池ポンプピットは2回、トラップ枥は1回行う。

キ モンキーハウス、動物園センターに設置されている排水槽、排水管、集水枥等についてバキュームダンパー車、高圧洗浄車等により清掃及び点検を2回行う。

ク こども動物園、西門トイレ・売札、エゾシカ・オオカミ舎、エゾヒグマ館、チンパンジー館、熱帯鳥類館、世界の熊館、キリン館に設置されている、各排水枥、排水管、排水側溝等についてバキュームダンパー車、高圧洗浄車等により清掃及び点検を1回行う。

ケ 排水ポンプ等が設置されている水槽については、併せて点検を行う。

設置場所：汚水調整槽、サル山、エゾヒグマ館、カバ・ライオン館（カバ屋内汚水槽）、ホッキョクグマ館（雨水槽等）、ゾウ舎（排水槽等）

コ 排水槽等の清掃及び点検については、【1 排水槽清掃点検仕様書】による。

サ 排水ポンプ等の点検については、【2 ポンプ点検仕様書】による。

点検票は【別紙1】によるが、委託者と協議の上、自社様式を使用してもよいこととする。

(2) 汚泥運搬及び処分

バキュームダンパー車等に蓄積した汚泥を、札幌市及び北海道が許可した処理場に運搬し、処分すること。搬出にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか関係法令により適正な方法で行うこと。

(3) 受水槽の清掃及び点検保守【図-28～30、34参照】

ア 動物園センター、受水槽室に設置されている受水槽について、水道法に定める清掃及び点検を1回行う。また、動物園センターの揚水ポンプについても併せて点検を行う。

イ 簡易専用水道検査の申込み、検査手数料の納入及び立会いを行うこと。

ウ 熱帯鳥類館の人工降雨槽、滝循環水槽の清掃及び点検を1回行う。

また、揚水ポンプについても併せて点検を行う。

エ ゾウ舎の下部消火水槽兼加圧給水槽の揚水ポンプについて点検を行う。

オ 受水槽の清掃及び点検については、【3 受水槽点検清掃仕様書】による。

カ 揚水ポンプの点検については、【2 ポンプ点検仕様書】による。

点検票は【別紙2】によるが、委託者と協議の上、自社様式を使用してもよいこととする。

6 業務実施における一般事項

(1) 各特記仕様書に示す点検を実施し、写真を添付した報告書を提出して報告すること。写真は、各水槽、集水桝、ポンプ毎の作業前（点検前）、作業中（点検中）、作業後（点検後）は必ず撮影すること。なお、特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、委託者に報告すること。

(2) 特記した対象部分に点検項目、点検内容の対象となる部分がない場合は、当該点検項目又は点検内容に係る点検を実施することは要さない。

(3) 保守の範囲

各設備特記仕様書に示す点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃を実施すること。

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合は調整すること。

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合は、増締めすること。

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充をすること。

(ア) 潤滑油、グリス、充填油

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Oリング

オ 接触部分、回転部分等への注油。

カ 軽微な塗装。

7 業務実施時期

(1) 排水槽等の清掃及び点検保守、汚泥運搬及び処分

作業については、業務主任と協議のうえ適切な時期に実施することとし、作業は閉園日（各月の第2、第4水曜日ほか、詳細については動物園HP等で確認すること）または閉園後（3月～10月は16：30以降、11月～2月は16：00以降）とする。

各獣舎等の清掃実施時期など、詳細については業務主任と7日以上前に打合せること。

(2) 受水槽の清掃及び点検保守

作業時間は9時からとするが、詳細については業務主任と7日以上前に打合せること。

8 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに業務着手届、主任技術者通知書に経歴を添えて提出すること。

(2) 業務計画書の作成

受託者は本仕様書により、業務実施体制、全体工程、業務員が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を、契約締結後14日以内に作成し、委託者の承諾を受けること。

また、業務計画書には、産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証、建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書を添付すること。

(3) 業務は四半期毎を区切りとし、各業務終了後、各特記仕様書に示す点検を実施した業務報告書を作成し、速やかに提出すること。

ア 排水槽等の清掃及び点検保守の業務報告書

業務日誌、業務写真、マニフェスト、産業廃棄物計量伝票、酸欠濃度測定記録書、排水ポンプ点検表

イ 受水槽の清掃及び点検保守の業務報告書

業務日誌、業務写真、水質試験成績書、揚水ポンプ点検表

(4) 四半期毎の完了検査に合格したときは、それぞれ契約金額の25%の支払を請求することができる。

9 その他

(1) 本業務の実施にあたり園内を車両で通行する場合、業務主任の指示に

従うと共に、安全走行に努めること。

- (2) 業務期間中に不具合が発生した場合、本市の要請に速やかに対応出来る体制を確保すること。
- (3) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本業務の履行においては、新型コロナウイルス等に対しての各種感染症予防対策を徹底すること。また、動物園の実施する感染症等の対策に協力すること。